平成28年3月25日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

改正後

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 改正前

	以止則			以上1	
(初任給調整手当	á)		(初任給調整	至手当)	
94条 [略]			第4条 [略]		
2 初任給調整手当	首の額は、月額 <u>307,800円</u> の範囲	内で医療局長が定める額とする。	2 初任給調整	至手当の額は、月額 <u>308,400円</u> の範	囲内で医療局長が定める額とする。
表第1(第2条			別表第1(第2	条関係)	
職日の巨八	職務の級	7 級	間日の巨八	職務の級	7 級
職員の区分	号 給	給料月額	職員の区分	号 給	給料月額
		円			
	1	<u>379, 400</u>		1	<u>376, 3</u>
	2	382, 100		2	378,9
	3	384, 800		3	381,
	4	387, 500		4	<u>384, :</u>
	5	389, 700		5	<u>386, </u>
	6	<u>392, 100</u>		6	388,
	7	<u>394, 500</u>		7	<u>391,</u>
	8	396, 800		8	<u>393,</u>
	9	398, 900		9	<u>395,</u>
	10	401,000		10	<u>397,</u>
	11	403, 200		11	<u>399,</u>
	12	405, 600		12	<u>402,</u>
	13	407, 600		13	<u>404,</u>
	14	409, 700		14	<u>406,</u>
	15	411, 900		15	<u>408,</u>
	16	414, 100		16	<u>410,</u>
	17	416, 200		17	<u>412,</u>
再任用職員	18	418, 400	再任用職員	18	<u>414,</u>
以外の職員	19	420, 600	以外の職員	19	<u>417,</u>
	20	422, 800		20	<u>419,</u>
	21	424, 700		21	<u>421,</u>
	22	<u>426, 600</u>		22	<u>423,</u>
	23	428, 500		23	<u>424,</u>
	24	430, 400		24	<u>426,</u>
	25	432, 100		25	<u>428,</u>
	26	433, 700		26	<u>430,</u>
	27	435, 400		27	<u>431,</u>
	28	437,000		28	<u>433,</u>
	29	438, 300		29	<u>434,</u>
	30	439, 700		30	<u>436,</u>
	31	441, 300		31	<u>437,</u>
	32	442, 800		32	439,
	33	444, 500		33	<u>440,</u>
	34	446, 100		34	<u>442,</u>
	35	447,600		35	<u>443,</u>
	36	449, 200		36	445,
	37	450, 600		37	446,

	38	452,000
	39	<u>453, 500</u>
	40	<u>455, 000</u>
	41	<u>456, 300</u>
	42	<u>457, 200</u>
	43	<u>458, 100</u>
	44	<u>458, 800</u>
	45	<u>459, 800</u>
	46	460, 700
	47	<u>461, 600</u>
	48	<u>462, 500</u>
	49	<u>463, 500</u>
	50	464, 200
	51	<u>465, 000</u>
	52	<u>465, 800</u>
	53	466, 700
	54	467, 500
	55	468, 300
	56	<u>469, 100</u>
	57	470,000
再任用職員		375, 700

別表第2(第3条関係)

1 行政職給料表に定める職務区分表

1 彳	亍 政職給料	表に定める	5職務区分	表				
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
本	[略]	[略]	[略]					
庁								
病			[略]	[略]	[略]	[略]		
院			主任	主査	主任主			
等					査			
			主任医	主任医				
			療社会	療社会				
			事業士	事業士				
			(主任	(主査				
			相当、	相当)_				
			主査相					
			<u>当)</u>					
	[略]							

備考1~3 [略]

4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは病院等の項3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは病院等の項3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは病院等の項4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 [略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本	[略]				栄養指導	[略]	
庁					監		
病	[略]	[略]	診療放射	[略]	[略]	[略]	
院	栄養士	栄養士	線技師長	臨床検査	臨床検査		
等	医療社会	医療社会	(5級か	技師長(技師長 (

	38	447, 700
	39	449,000
	40	<u>450, 400</u>
	41	<u>451, 400</u>
	42	<u>452, 100</u>
	43	<u>452, 900</u>
	44	<u>453, 500</u>
	45	<u>454, 500</u>
	46	<u>455, 200</u>
	47	<u>456, 000</u>
	48	<u>456, 800</u>
	49	<u>457, 500</u>
	50	458, 200
	51	458, 900
	52	459, 700
	53	460, 500
	54	461, 300
	55	462,000
	56	462, 700
	57	463, 500
再任用職員		372, 700

別表第2 (第3条関係)

1 行政職給料表に定める職務区分表

行	 	給料	表にえ	官める	職務	区分割	長									
区分	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級
本	[[略]	[[略]	[[略]										
庁																
病						[略]		[略]		[略]	[[略]				
院					主任	:	主査	:	主	任 主						
等					主 1	生 医	上月	<u> </u>	査							
					療者	生 会	療者	生 会	<u>上</u>	席医						
					事業	<u>:</u> 土	事業	<u>士</u>	療	社 会						
					主有	壬 医	主 1	査 医	事業	<u> </u>						
					療者	土 会	療者	生 会								
					事業	士	事業	<u>士</u>								
	[略]															

備考1~3 [略]

2 [略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

				•			
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本	[略]			<u>主査</u>	栄養指導	[略]	
庁					監		
					主任主査		
病	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
院	栄養士	栄養士		臨床検査	臨床検査		
等				技師長(技師長 (

± ±	[略] 技験 臨技 5 7 の げ 検長 。 リテン (除臨科室放師 4、株 5 数級 欄 3 査を) ハー 技中 4、床 長長 2 まり 1 まり	<u>診線を 査(「らで掲床師く」」=長を</u> のげ検長。 リテン(除欄る査を) ハー技中く。 に臨技除 じか師央) リョ長を	沢、遠井、江戸、び限、久野、釜刺、軽一る。中慈、南石、千米戸)部、磐光、二厩及に		歯科衛生士	臨床心理 士 [略]		のげ検長。臨技に臨に臨時にない。 は 世級 地域 ない は は は は は は は は は は は は は は は は は は	遠井、江戸、び野、南石、千米戸、軽光、二原及に	
	[略] 技験 臨技 5 7 の げ 検長 。 リテン (除臨科室放師 4、株 5 数級 欄 3 査を) ハー 技中 4、床 長長 2 まり 1 まり	<u>線を _ 査 (ら で 掲 床 師 く </u>	、遠井、江戸、び限久野、釜刺、軽一る。、南石、千米戸)		士			げ 検 長 。 臨 技 師 な な な な な な な な な な な な な な な な な な	、遠井、江戸、び久野、釜刺、軽一部、金刺、軽一大の一、千米戸の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	
	[略] 技験 臨技 5 7 の げ 検長 。 リテン (除臨科室放師 4、株 5 数級 欄 3 査を) ハー 技中 4、床 長長 2 まり 1 まり	<u>線を _ 査 (ら で 掲 床 師 く </u>	、遠井、江戸、び限久野、釜刺、軽一る。、南石、千米戸)			[略]		げ 検 長 。 臨 技 師 な な な な な な な な な な な な な な な な な な	、遠井、江戸、び久野、釜刺、軽一部、金刺、軽一大の一、千米戸の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	
	技除臨技57のげ検長。リテン(除臨科室師と、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を 査 (ら で 掲 床 師 く	遠井、江戸、び限野、釜刺、軽一、のある、千米戸)					検査技師 長を除く。) <u>臨床 工学 (5 級 げる</u> <u>臨床 工学</u>	遠井、江戸、び野、南石、千米戸、軽光、二原及に	
	除臨技57のげ検長。リテン(除臨科室のは、大田ののでは、カーのでは、カーのでは、日本のではのではは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	査(らで掲床師く リョ長を) ま。 ハー技中 いったい いったい り いった	井、江戸、び限南石、千米戸)					長を除く。) <u>臨床工学</u> <u>技師長(</u> <u>5級の欄</u> に掲げる <u>臨床工学</u>	井、盆刺、千米一戸、びず、ボールのでは、	
	臨技ものが検長。リテン(除臨科室・財政を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を制造を	<u>す(らで掲床師く リョ長を</u> 。)	、江戸、び限石、二厩及に の の の の の の の の の の の の の の の の の の の					。) <u>臨床工学</u> <u>技師長(</u> <u>5級の欄</u> に掲げる <u>臨床工学</u>	、盆石、 江刺、二 戸、軽米 ア で で で で で で で で で で で り で り で り で り で	
	技ちのが検長。リテン(除臨科室師級を関する。リテン(除臨科室を)、ハー技中のよる長長のでは、「は、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、」、「は、」、「は、「は、」、「は、」、「は、「は、」、「は、」、「は、「は、」、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、「は、」、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、、」、「は、」、」、」、「は、」、」、「は、」、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、」、」、「は、、」、」、「は、、」、」、「は、、」、、」、、、、、、、、	(ら で 掲 床 師 く リ ョ 長 を リ テ ン (除 が か か 中 く) ョ 長 を リ カ カ の か 中 く。 リ テ ン (除 か り ま り ま を り ま 長 を り ま 長 を り ま 長 を り ま 長 を り ま 長 を り ま 長 を り ま た か か か ま た か か ま た か ま ま た か ま た か ま た か ま た か ま た か ま か ま	江刺、二 戸、千厩 、軽米戸 限る。)					臨床工学技師長(5級の欄に掲げる臨床工学	江刺、二 戸、千厩 、軽米及 び一戸に	
	5 7 のげ検長。リテン(除臨科室がは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本	らで掲床師く リョ長を ハー技中() リテン (除) リテン (除) リラシ (除)	戸、千厩 、軽米及 び一戸に 限る。)					<u>技師長(</u> <u>5級の欄</u> <u>に掲げる</u> <u>臨床工学</u>	戸、千厩 、軽米及 び一戸に	
	7のが検長。リテン(除臨科室	で 掲 床 師 く リ テ ン (除 い ー 技 中 く。) リ ョ 長 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	、軽米及 び一戸に 限る。)					5級の欄に掲げる臨床工学	、軽米及 び一戸に	
	のが検長。リテン(除臨科室	掲床師く リョ長をリテン(除いしたがののでものでものでものです。)	び一戸に限る。)					<u>に掲げる</u> 臨床工学	び一戸に	
	が 検 長 り り ラン (除 臨 科 室	床師 リョ長を リテン (除く。) リョ長を	限る。)					臨床工学		
	検長のリテン(除臨科室	師 く リハビシ 手 大 中 央 () リテン () 除く。)							限る。)	
	<u>長を</u> <u>り</u> フン ()	く リハビリテーシ技師 よ (中央を除く。)								
	<u>。)</u> リハヒ テーシン技師 (除く。	リハビリ テーショ ン技師 長 (<u>中央</u> を 除く。)							臨床工学	
	リハト テーシ ン技師 (中ゥ 除く。 麻 麻 科 長 室 長	リ テーショ ヨ ン技師長 長 (中央を) を 除く。)						<u>除く。)</u>		
	テーミン技館 (中央 除く。 臨床 科 室 長	ヨ ン技師長 長 (中央を) を 除く。)							<u>中央、宮</u>	
	ン技館 (中央 除く。 臨床心 科長 室長	長 (<u>中央</u> を <u>を</u> 除く。) -						テーショ	古、大船	
	(中央 除く。 臨床心 科長 室長	<u>を</u> 除く。) -						ン技師長	渡、胆沢	
	除く。 臨床心 科長 室長	_						(5級の	、中部、	
	<u>臨床心</u> 科長 室長							欄に掲げ	久慈、磐	
	<u>科長</u> 室長	理						るリハビ	井、釜石	
	室長	 1						リテーシ	及び二戸	
								ョン技師	に限る。	
		中						<u>長</u> を除く)	
	央を防	<	リハビリ						リハビリ	
	。)		テーショ						テーショ	
		次 科長	ン技師長						ン技師長	
		級 室長 (中						栄養管理		
		<u>場</u> 央を除く							宮古、大	
		<u>剤。)</u>							船渡、胆	
	科次县								沢、中部	
	除く。							養管理科		
	副診療								磐井、南	
	射線技								光、釜石	
	長 (中								、二戸及	
	<u>を除く</u>								<u>び千厩</u> に	
)	薬剤科次						薬剤科次		
		<u>検</u> 長(5級							栄養管理	
		長の欄に掲							科長 (中	
		<u>を</u> げる薬剤							央、宮古	
	<u>除く。</u>	_ 科次長を						科次長を	、大船渡	
	室次長	除く。)						除く。)	、胆沢、	
	主任薬	剤 [略]					主任薬剤	[略]	中部、久	
	師	室次長					師	副リハビ	慈、磐井	
	[略						[略]	リテーシ	、南光、	
	主任第	養					主任栄養	ョン技師	釜石及び	
	士						士	<u>長</u>	二戸に限	
	主任图	<u>療</u>						栄養管理	<u>る。)</u>	
	社会事	<u>業</u>	[略]					科次長	[略]	
	<u>士</u>		副臨床検					主査薬剤	副臨床検	
	主任日	床	查技師長				主任臨床	<u>師</u>	查技師長	
	心理士		(中央に				心理士	主査診療		
	 [略		限る。)				[略]	放射線技		
	栄養士						栄養士		特任薬剤	
	医療社	会						<u>主 主 </u>		
	事業士								特任診療	
	臨床心	押					臨床心理			
	出土	生					出			
	士 士 [略						上	工学技士	<u>師</u>	
	· III/7			1 1 1			FmÆ □	+ * = " "		
			1				[略]	<u>主 </u>		

	主任薬剤		
	師		
	[略]		
	主任栄養		
	士		
	主任医療		
	社会事業		
	土		
	主任臨床		
	心理士		
	[略]		

[略]

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本	[略]			主任主査	主任主査	[略]	
庁				<u>主査</u>			
病	[略]			[略]	[略]	[略]	
院				医療安全	医療安全		
等				管理専門	管理専門		
				員	員		
				特任看護	特任看護		
				<u>師</u>	<u>師</u>		
				特任助産	特任助産		
				<u>師</u>	<u>師</u>		
				看護師長			
				補佐			
				[略]			
			主任看護				
			師				
			[略]				

 療法士
 工学技士

 主査視能
 特任理学

主査言語 特任作業

主査理療 特任視能

主査管理 特任言語

主査栄養 特任理療

主査臨床 特任管理

主查歯科 特任栄養

主任薬剤 特任臨床

主任栄養 衛生士

主任臨床 心理士

[略]

療法士

訓練士

聴覚士

栄養士

<u>心理士</u> 特任歯科

訓練士

聴覚士

栄養士

心理士

衛生士

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級
本	[略]										略]		
庁													
病	[略]			副総	看護	[#	格]		略]		略]		
院				師長	(高	医療	安全	医療	安全				
等				田、	東和	管理	専門	管理	専門				
				<u>、大</u>	東、	員		員					
				大槌	<u>及び</u>								
				<u>山田</u>	に限								
				<u>る。)</u>	<u> </u>								
				看護	師長								
				医療	安全	看護	師長						
				管理	専門	補佐							
				<u>員</u>		[#	佫]						
				看護	師長								
				補佐									
				主任	看護								
				師									
				[]	咯]								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年3月25日から施行する。
- 2 この規程(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の医療局企業職員給与規程第4条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。